

議案第64号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係
条例の整備に関する条例

(八幡浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年条例
第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状 況に関し、任命権者が報告しなければならない 事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非 常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短 時間勤務の職を占める職員 <u>及び法第22条の 2第1項第2号に掲げる職員</u> を除く。）を除く。 以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状 況に関し、任命権者が報告しなければならない 事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非 常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短 時間勤務の職を占める職員 _____ _____を除く。）を除く。 以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)

(八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成17年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲
げていないものを加える。

改正後	改正前
(休職の効果) 第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当	(休職の効果) 第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当

<p>する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(八幡浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 八幡浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料月額及びこれに対する地域手当（八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）第11条の3及び第11条の4に規定する地域手当をいう。）の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料月額_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される八幡浜市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される八幡浜市職員の処遇等に関する条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261</p>

<p>号) <u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員、及び同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項相当規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に<u>従事する</u>ことを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>号) <u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員<u>その他の</u>同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項相当規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務を<u>とる</u>ことを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>
---	--

(八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項<u>第3号</u>の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に定める法人</p> <p>(3) 法第2条第1項<u>第4号</u>に規定する団体</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項<u>第2号</u>の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に定める法人</p> <p>(3) 法第2条第1項<u>第3号</u>に規定する団体</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の適用については、職員派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に<u>従事する</u>ことを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の適用については、職員派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務を<u>とる</u>ことを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

(八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に規則で定める。</u></p>	<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

(八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「市等育児休業」という。）をしている場合において</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「市等育児休業」という。）をしている場合において</p>

当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第19条に規定する規則で定めた産前産後の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、勤務時間条例第16条第1項第1号又は第2号の特別休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第8条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 (略)

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第9条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、その日後における最初の昇給日（給与条例第4条第6項の「市長が規則で定める日」をいう。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整すること

当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により任命権者が定めた産前産後の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、勤務時間条例第16条第1項第1号又は第2号の特別休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第8条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 (略)

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第9条 育児休業をした職員 _____ が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、その日後における最初の昇給日（給与条例第4条第6項の「市長が規則で定める日」をいう。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整すること

<p>ができる。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条に規定する規則で定めた子の保育のための休暇の許可を受けている場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇として許可を受け、又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>ができる。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めた子の保育のための休暇の許可を受けている場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇として許可を受け、又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>
--	---

(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 八幡浜市職員の給与に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>第21条 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第22条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与については、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u></p> <p><u>(臨時的任用に係る職員の給与)</u></p> <p><u>第23条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の3第4項に規定する臨時的任用に係る職員に支給する給与については、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</u></p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p> <p><u>(給与の特例)</u></p> <p><u>第22条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</u></p> <p>第23条 (略)</p>

(八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 常時勤務及び短時間勤務の職を占める職員の給与(第2条-第17条)</u></p> <p><u>第3章 会計年度任用職員の給与(第18条・第19条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>第2章 常時勤務及び短時間勤務の職を占める職員の給与</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下<u>この章において「職員」という。</u>)の給与の<u>種類</u>は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第4条の3 前2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下<u>「職員」という。</u>)の給与<u> </u>は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿直手当、日直手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第4条の2 (略)</p>

(宿日直手当)

第11条 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を命ぜられたときは、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、定額の宿日直手当を支給する。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第16条 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2・3 (略)

第3章 会計年度任用職員の給与

(会計年度任用職員の給与の種類)

第18条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 前章(第15条を除く。)の規定は、前項の給与に係る支給の基準について準用する。

(支給額決定の基準)

第19条 会計年度任用職員に支給する前条の給与の額は、常時勤務を要するものの給与の額を基準として、業務の特殊性及び実態を考慮し、別に規則で定める。

(宿直手当及び日直手当)

第11条 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を命ぜられたときは、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、定額の宿直手当又は日直手当を支給する。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の2 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2・3 (略)

(非常勤職員の給与)

第16条 単純な労務に雇用される職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第17条 第4条、第4条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(八幡浜市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 八幡浜市職員退職手当支給条例(平成17年条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(適用範囲) 第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条中公務上の負傷若しくは疾病(以下「傷病」という。)又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。<u>ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(適用範囲) 第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条中公務上の負傷若しくは疾病(以下「傷病」という。)又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p>

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第196号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 常時勤務及び短時間勤務の職を占める職員の給与(第2条-第22条)</u></p> <p><u>第3章 会計年度任用職員の給与(第23条・第24条)</u></p> <p><u>附則</u></p>	

第1章 総則

第1条 (略)

第2章 常時勤務及び短時間勤務の職を占める職員の給与

(給与の種類)

第2条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下この章において「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第22条 第5条、第6条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第3章 会計年度任用職員の給与

(会計年度任用職員の給与の種類)

第23条 水道事業に従事する企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 前章の規定は、前項の給与に係る支給の基準について準用する。

(支給額決定の基準)

第24条 会計年度任用職員に支給する前条の給与の額は、常時勤務を要するものの給与の額を基準として、業務の特殊性及び実態を考慮し、別に管理者が定める。

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 八幡浜市水道事業に従事する企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(給与の特例)

第22条 臨時又は非常勤の職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に管理者が定める。

(再任用職員についての適用除外)

第23条 第5条、第6条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(八幡浜市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後に職員となった者についての第10条の規定による改正後の八幡浜市職員退職手当支給条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「在職期間」とあるのは、「在職期間（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法の規定による臨時的任用又は非常勤職員の任用が行われた期間（以下「旧法臨時的任用等期間」という。）がある者で、引き続き職員として採用されたものにあつては、旧法臨時的任用等期間の始期から引き続く期間を含む。）」とする。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係条例に係る所要の改正を行うため。

